

令和 5 年度旭川市給付型奨学金（大学等）の選考基準について（案）

育英事業

市民が等しくその能力に応じた教育を受ける機会を得るため、経済的格差から生ずる教育格差の解消を目指します。

給付型奨学金

大学等へ入学を予定している学生等へ支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。

3つの選考要件+定員

成績の評定

第2学年全期+第3学年1学期（又は前期）の評定平均が5段階評価で「4. 3以上」

条例に盛り込まれている「学業が優秀で性行が善良である」学生等を支援するためです。

市・道民税所得割額

所得割額を合算した額が、257,500円未満

学生等が経済的な理由で修学をあきらめることのないよう支援するためです。

家庭の状況

多子世帯やひとり親世帯

多子世帯（18歳以下の子どもの数）や、ひとり親世帯を優先的に支援するためです。

定員：100人

参考情報

- ・部活動の加入状況
- ・社会貢献活動，ボランティア活動
- ・その他（表彰履歴など）

選 考 基 準（案）

第 1 案

①第1基準：成績の評定のみで100人を選定します。

～100人目が複数存在する場合～

②第2基準：生計維持者の市・道民税所得割額合計額の低い者

～なお100人目が複数存在する場合～

③第3基準：家庭の状況

18歳以下の子どもの数（申請者を除く。）に15点まで点数をつけます。ひとり親の世帯は5点を加算して100人目を決定します。

5人以上：15点    4人：12点    3人：9点    2人：6点    1人：3点    0人：0点

ひとり親世帯加算：5点

<考え方>

- ・成績の評定のみで100人を決定することが原則となります。
- ・100人目が複数存在する場合は、市・道民税所得割合計額にて世帯収入，扶養状況や担税力を通じて経済力を考慮します。
- ・100人目が複数存在する場合は、家庭の状況（多子世帯・ひとり親世帯）を考慮します。

第 2 案

①第1基準：成績の評定と家庭の状況で100人を選定します。

（選定方法詳細）

- ・成績の評定（30点満点）      成績の評定×6点（5点×6＝30点：満点）
- ・家庭の状況（20点満点）

5人以上：15点    4人：12点    3人：9点    2人：6点    1人：3点    0人：0点

ひとり親世帯加算：5点

- ・合計50点を満点として点数の高い順に100人を選定します。

～100人目が複数存在する場合～

②第2基準：生計維持者の市・道民税所得割額合計額の低い者

<考え方>

- ・成績の評定と家庭の状況で100人を決定することが原則となります。
- ・100人目が複数存在する場合は、市・道民税所得割合計額にて世帯収入，扶養状況や担税力を通じて経済力を考慮します。

第 3 案

①第1基準：成績の評定，家庭の状況と市・道民税所得割額で100人を選定します。

（選定方法詳細）

- ・成績の評定（40点満点）      成績の評定×8点（5点×8＝40点：満点）
- ・家庭の状況（30点満点）

5人以上：20点    4人：16点    3人：12点    2人：8点    1人：4点    0人：0点

ひとり親世帯加算：10点

- ・市・道民税所得割額（30点満点 低い世帯から上位に順位付けします）

1位：30点    2位：29.7点    3位：29.4点    ※0.3点を減じて点数化します。

～100人目が複数存在する場合～

②第2基準：成績の評定と家庭の状況の合計点が高い者

- ・成績の評定と家庭の状況の合計点数の高い順から上位に順位付けして決定します。

<考え方>

- ・成績の評定，家庭の状況と市・道民税所得割額で100人を決定することが原則となります。
- ・100人目が複数存在する場合は、成績の評定と家庭の状況（多子世帯・ひとり親世帯）を考慮します。